

木造住宅の耐震診断費用 の一部を助成します

耐震診断とは、建物の地震に対する安全性を評価することです。この耐震診断により、自分の家にどの程度の耐震性があるかを知ることは、住宅の地震対策を進めるうえで大切なことです。

助成の対象となるのは、市で定める診断機関による耐震診断で、事前に申請が必要となります。ご希望の方は、まちづくり計画課計画担当へご相談ください。なお、パソコンによる簡易診断は、施設工事課建築担当で無料で行っています(電話予約制)。

助成の対象となる住宅

昭和56年以前に建築され

● 国民年金保険料はコンビニエンスストアやインターネットでも納付できます

国民年金保険料は金融機関や郵便局窓口の他に、コンビニエンスストアやインターネットでも納付することができます。

コンビニエンスストアの営業時間内や金融機関のインターネット納付利用時間内であれば、いつでも納付が可能です。

また、インターネットでこれは、お金を返すどころか逆にお金を振り込ませ

た木造2階建て以下の戸建て住宅で、延べ床面積の2分の1以上を所有者自らの住居としているもの(賃貸住宅は対象となりません)。

補助対象者助成の対象となる住宅を所有している個人(共有の場合は共有者全員によって合意された代表者)

助成額耐震診断に要する費用の3分の2以内(限度額10万円)

問合せまちづくり計画課計画担当(助成)・施設工事課建築担当(パソコンによる無料簡易診断)

第49回「水道週間」

6月1日～7日

「水道がうるおす日々の健やかさ」

水は、私たちの生活には欠かせない「生命の源」です。水道の蛇口をひねるだけで、好

きなだけ出てくる水、この便

利さゆえに、つい無駄に使つていいで

きなだけ出てくる水、この便

利さゆえに、つい無駄に使つていいで